

令和6年度

新座市就学相談のしおり



「共に育ち、学ぶ」

よりよい就学に向けて



©新座市 2010

【就学相談・特別支援教育についてのお問い合わせ】

新座市教育委員会 学校教育部教育相談センター就学相談担当
住 所 新座市野火止1-1-1 新座市役所第二庁舎2階
電 話 048-477-7204

新座市教育委員会

はじめに

「共に育ち、学ぶ」よりよい就学に向けて

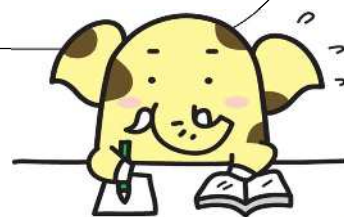
学校教育法施行令の一部改正（文部科学省平成25年9月1日施行）を受けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進の報告において、

『市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。』

との指摘がなされ、基本的な前提として位置づけられています。

本市においては上記報告に準じて、就学支援委員会の意見を参考に就学先については保護者に最終的に決定していただきます。

「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」より、「共に育ち、学ぶ」教育環境の推進を図りながら、きめ細かくわかりやすい就学相談を心がけてまいります。



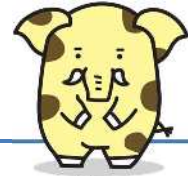
新座市 2010

目次

～はじめに～

I	共生社会の形成に向けた特別支援教育	…	1
II	新座市就学相談の流れ	…	4
III	埼玉県立特別支援学校 及び新座市立小・中学校特別支援学級等の概要について	…	7
IV	学校見学・体験について	…	9
資料1	1 就学相談票及び記入例	…	10
	2 就学相談の申込みについて	…	12
資料2	就学相談 Q&A	…	13
資料3	相談窓口・連携機関	…	15

I 共生社会の形成に向けた特別支援教育



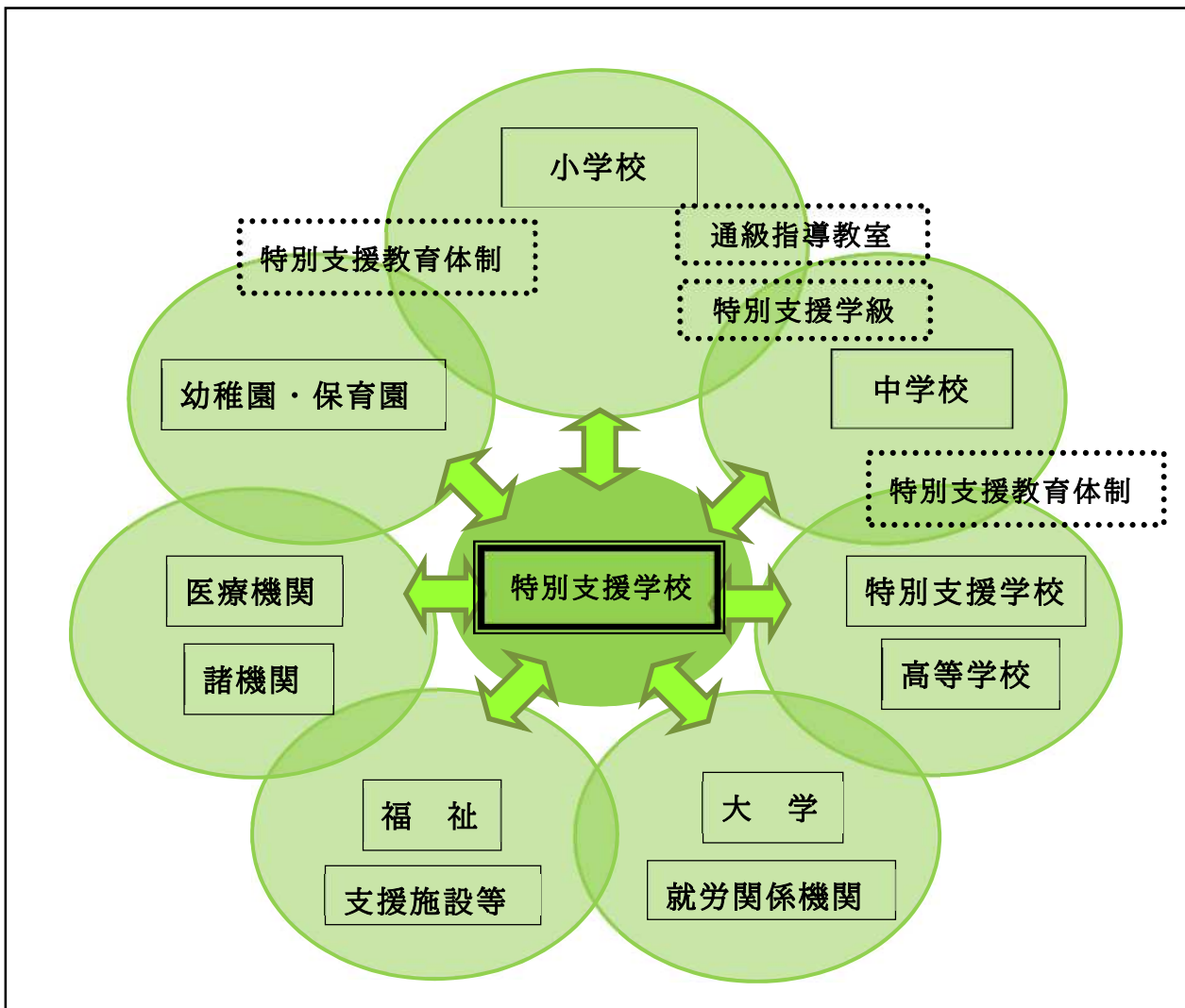
©新座市 2010

埼玉県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのあるなしに関わらず、児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに応じた多様な学びの場を構築することを目指しています。

多様な学びの場には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校があります。共に学ぶことを追求する仕組みとしては、交流及び共同学習や埼玉県独自の支援籍学習があります。

本市においても、以上の仕組み等を十分に活用し、一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細かい指導や支援ができるよう取り組んでおります。

連続性のある「多様な学びの場」



* 特別支援学校のセンター的機能を活用

* 交流及び共同学習・支援籍学習等で連携

多様な学びの場を紹介！

※インクルーシブ教育の視点に立って、個々の子どもに応じた支援を行っています。



通常の学級

- ・35人以下の編制。
- ・学年別編制。
- ・学習指導要領で定めた学年別の教育課程に基づき学習を実施。



©新座市 2010

交流学習や共同学習の実施

特別支援学級

- ・8人以下の編制。(少人数指導)
- ・障がい別・複式学級。

※複式学級…2学年以上が一つの教室で学習をする形態のこと。

- ・比較的軽度の障がいのある児童生徒が対象。
- ・年間を通して個別の支援計画や指導計画を作成し、保護者と確認しながら計画的に支援を行っている。
- ・通学班登校を実施しているが、子どもの実態によっては、保護者の送迎による登校も行っている。

新座市では、各校に特別支援学級を設置し、個別の支援の充実を図っています。

<新座市に令和6年に設置予定の特別支援学級>

【知的障がい学級】【自閉症・情緒障がい学級】【弱視学級】

【知的障がい学級】

- ・通常学級における下学年の教育課程及び自立活動。または、特別支援学校における教育課程の内容を学習する。

【自閉症・情緒障がい学級及び弱視学級】

- ・通常学級の当該学年の教育課程及び自立活動を学習する。

地域の小・中学校



支援籍学習……特別支援学校の子どもたちが、居住地の小中学校の児童生徒と年 1 回程度、学習や学校行事を通して交流を行うこと。

特別支援学校



- ・知的障がい、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、病弱等で比較的重度の障がいのある児童生徒を対象としている。
- ・6人以下<重複障がいに関しては、3人まで>の編制。(少人数指導)
- ・障がい別で学校編制がされている。
- ・学年別学級編制によって特別支援学校における教育課程に基づいた学習(自立活動を含めた)が実施されている。
- ・専門知識のある教員が指導に当たっている。
- ・各障がいを考慮した施設・設備が充実している。
- ・児童生徒は、スクールバスなどを使って、広範囲から登校している。
- ・小・中・高等学校の一貫教育によって、長期的な視点に立った自立に向けた支援を行っている。

通級指導教室

- ・通常学級に在籍し、障がいにより、学習面や生活面に困難を感じている児童生徒を対象としている。(ただし、現制度では、知的障がいのある児童は、対象外となっている。)
- ・障がいによる生活上・学習上の困難を改善し、克服するために障がいに応じた特別な指導を行う。
- ・週 1 回 1 時間程度の学習(自立活動)を行う。
- ・指導形態…マンツーマンでの指導及び、2~3人のペア学習を実施している。
- ・通学方法…【小学校】自校通級(設置校の場合)と他校通級(設置校へ保護者が送迎をする)を実施している。
【中学校】教師が各校を訪問する巡回指導を実施している。(令和 6 年度より)

<新座市に設置される通級指導教室>

【言語・難聴】 小学校…八石小学校・新開小学校

【発達・情緒】 小学校…新座小学校・野寺小学校・新堀小学校

中学校…第三中学校(拠点校)・第四中学校(拠点校)



©新座市 2010

II-1 新座市就学相談の流れ（未就学児保護者用）



1 就学相談票と発達検査結果のコピーを各園・施設へ提出する （園・施設から教育相談センターへ提出6月14日（金））

- ・就学相談票は市のホームページから入手、もしくは各園・施設から受け取ってください。
- ・提出締切期限については、各園・施設へご確認ください。
- ・発達検査結果をお持ちでない方は、早めの受診をお勧めしております。
※発達検査結果は就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料として使用しております。

2 就学予定小学校の特別支援学級見学の予約を入れる

- ・5月頃各小学校の見学日が確定しましたら、市ホームページに掲載いたします。
就学予定の小学校の見学日を確認のうえ、教育相談センターへ予約を入れて下さい。
- ・県立特別支援学校へ就学を希望される方は、各学校のホームページを確認のうえ、各特別支援学校へ直接見学予約をお申込み下さい。
※県立特別支援学校へ就学を考えている場合は、「見学・体験等」が必須となりますので、ご注意ください。

3 就学に向けての面談（7月下旬～8月上旬）

- ・『通常学級 か 特別支援学級』で迷っている方や『特別支援学級』をご希望の方は、全員教育相談（面談）を受けていただきます。
- ・5月頃面談実施日が確定しましたら、市ホームページに掲載いたします。
※その他の方でも教育相談（面談）のご希望がある方はお申込み下さい。
※面談日時はお申込み後こちらからご案内させていただきます。
- ・『特別支援学校』、『特別支援学校 か 特別支援学級』をご検討の方につきましては、就学支援委員が在籍の園・施設等を訪問し、お子様の様子等を観察後、面談させていただきます。

就学時健康診断（10月頃）

- ・居住地域の小学校にて全ての新入学児童対象に行われます。
- ・必要に応じて入学後の学校生活等について、教育相談を受けることができます。

4 教育委員会就学相談担当者（事務局）からの通知（9月～11月頃）

- ・就学支援委員会の審議結果が出た方から順次、事務局より書面での発送、または必要に応じてお電話にて結果をご連絡させていただきます。
※発達検査結果がない方は、通知が遅くなる可能性があります。
※面談の必要があると判断した方や面談を希望される方は面談を行います。

5 就学先決定（12月上旬まで）

- ・就学支援委員会の意見を参考にいただき、保護者の方が決められた最終のご希望がお子様の就学先となります。
※必要に応じて事務局よりご連絡させていただく場合もあります。
- ・県立特別支援学校に就学を考えている場合は、埼玉県へ就学申請書類を提出するため、関係書類を10月中旬までに教育相談センターへご提出下さい。

入学説明会（1月下旬～2月上旬）

- ・就学先の入学説明会に参加します。
 - ・就学先の学校と面談し、入学後の学校生活等について情報共有します。
- ※特別支援学校の入学・編入は、1月末～2月初旬に県から送付される通知をもって決定となります。

6 新年度 入学式

- ・入学後の就学相談につきましては、各学校へご相談下さい。



II-2 新座市就学相談の流れ（在学児童生徒保護者用）



1 学校と教育相談を行う

- ・就学相談を受けることを検討する場合、就学相談票等の書類を受け取る。
※就学相談票は、新座市HPからもダウンロードすることができます。

2 就学相談票と発達検査結果のコピーを各学校へ提出する （8月23日（金）教育相談センター必着）

- ・校内の提出締切期限については、各学校へご確認下さい。
- ・発達検査結果をお持ちでない方は、早めの受診をお勧めしております。
※発達検査結果は就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料として使用しております。

3 在籍変更したい学校や学級の見学・体験を進める

- ・特別支援学級への見学・体験は在籍の小・中学校とご相談ください。
- ・県立特別支援学校へ転学を希望される方は、各学校のホームページを確認のうえ、各特別支援学校へ直接見学予約をお申込み下さい。

※県立特別支援学校へ転学を希望する方は見学・体験等が必須となりますのでご注意ください。

就学支援委員会での行動観察・審議（9月～11月頃）

- ・『特別支援学校』、『特別支援学級』を検討のお子様につきましては、就学支援委員が必要に応じて在籍の学校を訪問し、集団行動等の状況を観察させていただきます。

4 教育委員会就学相談担当者（事務局）からの通知（9月～11月頃）

- ・就学支援委員会での審議結果が出た方から、順次、在籍の学校に通知させていただきます。保護者の方には学校よりご連絡させていただきます。
- ・発達検査結果がない方は、通知が遅くなる可能性があります。

5 就学先決定（12月上旬まで）

- ・県立特別支援学校に就学する場合は、埼玉県へ就学申請書類を提出するため、10月下旬までに転学の意思を在籍中の学校に伝えてください。
- ・保護者の方が決めた最終のご希望がお子様の次年度の在籍先となります。決まり次第、学校長に伝えてください。
※必要に応じて事務局よりご連絡させていただくこともあります。

次年度の準備へ

- ・学校と面談を行い、今後の支援について情報共有します。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

新座市教育委員会 教育相談センター
電話：048-477-7204



©新座市 2010

Ⅱ－3 通級指導教室就学相談の流れ（在学児童生徒保護者用）

通級対象の児童・生徒の障がいの程度は、「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」となります。

（平成25年10月4日付文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）（抄）－1

1 学校と教育相談を行う （確認事項）

©新座市 2010



- 通常の学級における授業のうち、決められた時間に在籍の学級を離れて学ぶこととなります。（遅刻や早退扱いにはなりません）
- 他校の通級指導教室に通う場合、保護者の付き添いが必要です。
- 児童・生徒の障がいの程度が、「一部特別な指導を必要とする程度のもの」か「継続的・日常的な支援を受けることが望ましい」かどうかを検討いたします。後者の場合、支援学級の検討をお勧めすることがあります。
- 現制度では、知的障がいのある児童生徒は対象とならないため、医師の助言や発達検査の結果等の資料の提出をお願いしています。

- ・通級の就学相談を受ける場合、就学相談票等の書類を受け取ります。
- ※就学相談票は、新座市ホームページからもダウンロードすることができます。

2 就学相談票と発達検査結果のコピーを各学校へ提出する

（次年度に向けての最終受付は8月23日（金）・定員に余剰がある場合は随時）

- ・継続の児童生徒については9月下旬教育相談センター必着）
- ・各学校の提出締切期限については、各学校へご確認下さい。
- ・発達検査結果をお持ちでない方は、早めに受診し準備してください。
- ※発達検査結果は就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料として使用しております。

*発達・情緒障がい・・・行動観察・審議（必要に応じて随時）
*きこえとことば・・・ことばの相談・審議（随時）

3 教育委員会就学相談担当者（事務局）からの通知（随時）

- ・総合的判断が出た方から順次、未就学児の方は、保護者へ郵送で通知させていただきます。
- ・小中学校在籍のお子さんの保護者の方には、学校よりご連絡させていただきます。
- ・発達検査結果（若しくは医師による診断）がない方は、通知が遅くなる可能性があります。

4 入級（定員に余剰がある場合は随時・定員に余剰がない場合は次年度から）

- ・通級担当教諭と在籍校との時間割等の調整後、入級となります。

5 退級について

- ・定期的（1年に1回）に、指導の効果の検証が行われます。
- ・指導の効果が十分に認められた場合や指導の効果が見られない場合、回数を減らしていくなど、退級を視野にその後の通級の指導が行われていきます。

Ⅲ 埼玉県立特別支援学校 及び新座市立小・中学校特別支援学級等の概要について

1 埼玉県立特別支援学校について

新座市を学区域にする県立特別支援学校は、下の表のとおりとなります。

障がい種に応じて、学ぶ学校が異なります。

障がい種	学 校 名	住 所	電 話
視覚障がい	塙保己一学園	川越市笠幡 8 5 - 1	049-231-2121
聴覚障がい	坂戸ろう学園	坂戸市鎌倉 1 4 - 1	049-281-0174
肢体不自由	和光特別支援学校	和光市広沢 4 - 3	048-465-9770
知的障がい※	和光南特別支援学校	和光市広沢 4 - 5	048-465-9780
知的障がい※	所沢おおぞら 特別支援学校	所沢市南永井 6 1 9 - 7	04-2951-1102

※知的障がい特別支援学校は、新座市内で学区域が異なります。

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校

新座市立第二中・第四中学校区にお住まいの方が対象となります。

埼玉県立和光南特別支援学校

新座市立新座中・第三中・第五中および第六中学校区にお住まいの方が対象となります。

2 現在の新座市立小・中学校特別支援学級について

○小学校 17 校、中学校 6 校、全ての市立小・中学校に設置

○特別支援学級の種別…知的障がい学級、自閉症・情緒障がい学級、弱視学級

(設置学級数は、在籍児童生徒数により年度毎に増減があります。)

○特別の教育課程を編成(通常学級の教育課程とは違って、児童生徒一人一人の障がいの状況、発達課題、特性や困り感等を考慮した教育課程)

○個別の教育支援プラン・個別の指導計画(A Bプラン)を作成

○通常の学級での交流学习や共同学習(児童・生徒の実態による)

○学習発表会や作品展などの合同行事の実施

3 新座市通級指導教室について

- 通常の学級での学習に概ね参加できており、きこえやことばの障がい、発達障がいや情緒障がいがある児童生徒を対象に指導
- 目的は障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服すること
- 令和6年度通級指導教室を3校3学級新設(※)します。(令和6年度下表参照)
- 通級指導教室の種別…難聴・言語 発達・情緒
- 申込方法…学校と相談の上、就学相談票を提出
- 通級の時間等…通常は学校で学び、週1回(1時間程度)特定の時間に通級指導教室に通います。通級の際には、他校で受ける場合、小学校は保護者の送迎が原則となります。中学校は、教師が各校を巡回し指導します。
- 通級に関わる時間については、遅刻や欠席扱いにはならず、在籍校での出席扱いとなります。

* 令和6年度通級指導教室設置小中学校(各学級数及び在籍数)*

障がい種	通級指導教室名	対 象	設 置 校	所 在 地
難聴・ 言語障がい 通級指導教室	きこえとことばの教室	小学生	八石小学校	新座市野寺 2-8-45
	※きこえとことばの教室	小学生	新開小学校	新座市大和田 1-22-10
小学校 発達障がい・ 情緒障がい 通級指導教室	新座小 ふらねっとルーム	小学生	新座小学校	新座市新座 3-4-1
	野寺小 ふらねっとルーム	小学生	野寺小学校	新座市野寺 5-1-24
	※新堀小 ふらねっとルーム	小学生	新堀小学校	新座市新堀 1-16-5
中学校 発達障がい・ 情緒障がい 通級指導教室	第三中 F L A N E T ルーム拠点校	中学生	第三中学校	新座市池田 1-1-1
	※第四中 F L A N E T ルーム拠点校	中学生	第四中学校	新座市大和田 4-17-1

令和6年度より、小学校は、きこえと言葉の教室(新開小学校)、発達・情緒障がい学級(新堀小学校)が新設となります。なお、設置学校以外の中学校は、通級指導担当教諭が巡回し指導を行います。(※は、新設される通級指導教室)

IV 学校見学・体験について

1 埼玉県立特別支援学校の学校見学及び体験学習日程等について

見学等の申請につきましては、各特別支援学校のホームページ等で御確認のうえ、該当校に直接お申し込みください。

★進学を検討されている方は必ずお申し込みください。

2 新座市立小・中学校特別支援学級の見学・体験等について

【小・中学校在籍児童生徒】

通っている学校に直接相談し、お申し込みください。

【中学校新入学児童（6年生）】

学校で配付されるご案内（5月頃配付）を確認してください。

在籍の小学校を通してお申し込みください。

【未就学児童】

新座市では、特別支援学級の見学・体験日を設定しております。

今年度の各校における見学日程については、ホームページに掲載しますので御確認ください。

学校見学・体験はお住まいの地域の指定校のみの見学となります。

【未就学児童見学申込みの窓口】

・新座市教育相談センター担当まで電話にてお申し込みください。

・希望する見学日を別添一覧表から選び、居住地の小学校・お名前・参加者と参加人数・ご連絡先をお伝えください。

「〇〇小学校の見学を希望します。〇月〇日〇時からです。子供の名前は、〇〇〇〇です。参加は、両親と本人3名です。（両親のみです。母と本人です。など）連絡先は〇〇〇〇〇〇〇〇です。」

・変更がない場合はお申し込みいただいた日時で、見学等が実施となります。ご指定された日時に、小学校にお越しください。

・学校事情で予定が変更となった場合は、学校から直接ご連絡をさせていただくことがあります。予めご了承ください。

～ 見学のお申込み先 ～

新座市教育委員会教育相談センター 就学相談担当
電話番号 048-477-7204（直通）

特別支援教育に関わる就学相談票 (秘)

(保護者記入用)

太枠内全てご記入下さい

(ふりがな) 児童・生徒氏名		()		性別	幼稚園・保育園・施設・学校名					
生年月日		平成・令和 年 月 日生								
住所		〒 ー 新座市		未就学児 記入	組 担任:		先生			
				小・中 記入	年 組 担任:		先生			
保護者氏名 (連絡窓口)		続柄		小・中 のみ 記入	現在の在籍学級					
					通常・知的・自閉情緒・通級(言語・情緒)					
ご連絡先(日中)		ー ー		小・中 のみ 記入		昨年度就学相談を受けた		はい・いいえ		
家族構成	氏名		続柄	氏名		続柄	氏名		続柄	
所有手帳	(療育手帳)		Ⓐ・A・B・C (最重度) (重度) (中度) (軽度)		(平成・令和 年 月 日交付)			申請中・無		
	(身体障害者手帳)		種 級		(平成・令和 年 月 日交付)			申請中・無		
	(精神障害者保健福祉手帳)		種 級		(平成・令和 年 月 日交付)			申請中・無		
身体状況	体質・病気		良好・()		既往症()					
	視覚		良好・()		聴覚		良好・()			
	言語		良好・()		肢体		良好・()			
検査心理等(発達)の結果	検査結果の有無 いずれかに○を付け詳細をご記入下さい	有→	検査名		検査年月日		結果(IQ数値など)			*検査結果について* ・幼児期・学童期の成長は著しいため2年以内の検査結果を参考とさせていただきます。 ・検査結果をお持ちの場合は必ずご提出下さい。 ・教育相談センターへはコピーをご提出下さい。
		無→	WISC・田中ビネー その他()		令和 年 月 日		FSIQ- VCI- PRI- WMI- PSI-			
		予約検査医療機関名			受検予約日		検査結果提出予定日		今後予約 頃 □	
未受診の医療機関情報	診断名		□未受診		今回就学相談票を提出した経緯について(複数回答可)					
	病院名・医師名				1	現在の在籍を変更をしたい		4	園・施設・学校にすすめられた	
	医師からの就学に関するアドバイス				2	子どもの最適な学びにつなげたい		5	子どもの特性について学校に知ってほしい	
				3	子どもの成長に心配な点があり、就学についてアドバイスが欲しい		6	その他()		
就学保護者への意向	※この欄は必ずご記入下さい(出生時から現在までの心配なことなども含めご記入下さい)				提出時点でのご意向(一番近いものに○をお願いします)					
					1	通常学級 か 特別支援学級				
					2	特別支援学級(知的・自閉情緒・その他)				
					3	特別支援学級 か 特別支援学校				
					4	特別支援学校				
					5	通級指導教室(難聴言語) [新規・継続]				
				6	通級指導教室(発達情緒) [新規・継続]					
* 就学相談資料等の取り扱い及び審議の進め方について(確認) *										
(1)就学にあたり、相談で作成した相談票及び資料・諸検査の結果等の写しについて、就学先の学校及び関係機関に提出することを承諾します。										
(2)発達検査等の提出書類が9月末までに揃わない場合は、それまでに提出いただいた書類及び行動観察等で意見をまとめることを承諾します。										
令和 年 月 日 保護者氏名 :										

2 就学相談の申込みについて

- (1) 提出書類
- ① 就学相談票（保護者記入用） 様式1-1 1部
 - ② 心理（発達）検査等の結果の写し（後日提出可） 1部
（WISC、田中ビネー、新版K式など）
 - ③ 就学相談票（園・施設記入用） 様式1-2 1部

(2) 提出方法 保 護 者……………上記①と②を園・施設・学校長に提出

園・施設・学校長…保護者から提出された①と②に加え、
③をご記入のうえ、教育相談センターへ提出
(下記住所)

- (3) 提出期限
- 【未就学児】 令和6年5月 1日（金）～6月14日（金）
 - 【在学児童生徒】 令和6年4月15日（月）～8月23日（金）
 - 【特別支援学級在籍6年生で中学校入学時転籍希望者】 ※注1
令和6年4月15日（月）～5月31日（金）
(要注意)
 - 【通級希望児童生徒（新規）】 令和6年4月15日（月）～8月23日（金）
 - 【通級希望児童生徒（継続）】 令和6年9月 2日（月）～10月 4日（金）
- ◎通級については、定員に余剰がある場合は随時受付

※注1 特別支援学級在籍6年生で中学校入学時に転籍を希望される場合は、提出期限が5月31日と早い日程となっておりますので、ご注意ください。転籍希望とは、県立の特別支援学校へ進学する場合や、知的→情緒などの形態変更、通常学級への転籍等になります。

- (4) 提出先 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
新座市役所 第二庁舎2階
新座市教育委員会 教育相談センター
電話：048-477-7204

資料 2

就学相談 Q&A



©新座市 2010

【就学前】

Q：就学相談は、どんな相談ですか？

A：お子様の特性や障がいの状況から、どのような学びの場がよりお子様のニーズに合っているかを就学支援委員会で意見をまとめ、お答えする相談です。特別支援学級や特別支援学校への就学を考えている場合に申し込みが必要です。

Q：就学先について迷っている場合は、どうしたらよいですか？

A：迷っている状況をそのままお伝え下さい。教育相談センターでは、支援や就学先についての相談を随時受け付けております。

Q：就学前に就学相談票を提出していないと、今後、支援学級や支援学校に入れませんか？

A：就学前に必ず提出する必要はありません。就学後も毎年、担任の先生と相談して就学相談票を提出することができます。

Q：就学相談票の提出時、検査結果も必要と聞きましたが、どこで受ければよいですか？

A：かかりつけの病院で、実施していない場合は、心療内科などの病院や大学の心理学研究所などで実施してくれますので、早めに予約を入れて受けてください。

Q：低学年では通常学級で学ばせたいのですが、就学相談票の提出は必要ですか？

A：「通常学級」でとお考えでしたら就学相談票の提出は必要ありません。就学後、学習や学校生活で支援が必要と考えられましたら、担任の先生に相談してください。

Q：特別支援学級の様子を知るため、見学することは出来ますか？

A：年長のお子さま及び保護者の方は、見学することが出来ます。就学先の学校の見学日程がホームページに掲載されますので、見学希望日を教育相談センターへ電話し、予約を入れてください。

Q：健康面や身体面等で心配なことを就学前に学校に伝える機会がありますか？

A：10月頃実施の就学時健康診断や来年2月頃開催の就学説明会などの機会に相談できますが、事前に学校に相談予約を入れておいてください。

Q：就学相談後は、どうしたらよいですか？

A：就学支援委員会の意見をもとにご家族で決定した就学先について、12月上旬頃までにご回答ください。ただし県立特別支援学校に就学を希望される場合は、10月中旬までにご回答をお願いします。

Q：通常学級と特別支援学級では、学習する内容が違いますか？

A：違います。お子さんの知的障がいの状態や経験等に応じて学習内容等を適切に設定できるのが特別支援学級です。詳しくは、2ページをご参照ください。

Q：特別支援学級と特別支援学校の違いを教えてください。

A：新座市内の全小・中学校に、特別支援学級は設置されています。比較的軽度の障がいがあるお子さんに対し、少人数学級（8人）で一人一人の発達に合わせた学習を行います。

特別支援学校は、基本的に、重度の障がいが見られるお子さんが就学できます。1クラス6名で、専門的知識のある教員が指導します。詳しくは、2ページをご参照ください。



©新座市 2010

【就学後】

Q：小学校や特別支援学校に就学した後、転籍や転学の相談は出来ますか？

A：転籍や転学の相談は可能です。就学後は、それぞれの小・中学校、県立特別支援学校の担当が相談窓口となり、校長から新座市就学支援委員会に相談票が提出されます。

※転籍とは在籍変更のこと（通常学級→特別支援学級、特別支援学級→通常学校など）

※転学とは学校変更のこと（特別支援学級→特別支援学校、特別支援学校→特別支援学級など）

Q：中学校で特別支援学級に入ると、高等学校普通科を受験できないと聞きますが本当ですか？

A：高等学校普通科を受けることは出来ます。中学校卒業後の進路は、様々な選択があります。本人の意思を尊重し、将来の自立に向けてどの選択肢が良いかじっくり考え家族で話し合うことが大切です。

Q：通級指導教室はどのような学習をしますか？

A：障がいによる学習上または生活上の困難を改善し、克服するため障がいに応じた特別の指導（自立活動に相当する指導）を行います。原則、1人ずつ又は2～3人のペア学習で1時間程度担当教師が指導します。

相談窓口・連携機関

【子どもに関わる相談】

- 新座市役所子ども支援課 家庭児童相談室
住所 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎2階
☎048-477-2865
- 新座市児童発達支援センター「アシタエール」
住所 新座市堀之内2-3-47 ☎048-485-9783

【サポート手帳・療育手帳に関わる相談】

- 新座市役所障がい者福祉課 障がい者支援係
住所 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎1階
☎048-477-6891

【心理相談、発達検査】

- 跡見学園女子大学 心理教育相談所
住所 新座市中野1-9-6 新座キャンパス心理教育相談所
☎048-478-2177
- 発達検査は病院・療育・大学等の検査機関の指定はございません。
かかりつけ医がある場合はそちらでご相談ください。
- 近隣ですと、新座志木中央総合病院・埼玉病院で受けることができます。(予約が必要です。)

【個別療育やご家庭への支援】

- 南西部地域療育センター
住所 志木市下宗岡1-23-1 児童発達支援センターみつばすみれ学園内
☎080-9650-1375
- ※利用にはいくつかの条件があります。直接お問い合わせください。

【特別支援学校について】

- 県立各特別支援学校
詳しくはこの冊子の7ページをご参照下さい。



